令和4年2月3日

保護者各位

国頭村立安田小学校
校 長　田仲 浩美
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する出席の取扱いについて（2月1日以降）

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組んでいるところですが、村教育委員会の通知により濃厚接触者の出席停止期間等の取扱いが変更されました。

つきましては、本校においても2月1日以降、当面の間、出席の取扱いについて下記のとおり変更して実施いたします。

記

（1）発熱等の風邪症状がある場合は、無理に登校せずに、かかりつけ医または新型コロナウイルス感染症コールセンター（098−866−2129（24時間対応））に相談してください。

（2）児童の感染及び体調不良等の出席停止について（赤字は変更点）

※ 体調に不安がある場合や登校再開の判断が難しい場合は、登校を控え、学校にご相談ください。

	状況	出席停止期間
1	児童の感染が判明した	保健所・専門医が登校可能と判断した日まで出席停止
2	児童が濃厚接触者となった ※同居者が感染した場合を含む	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から**7日間**は出席停止 ※PCR検査で陰性となった場合も**7日間**は出席停止
3	同居家族が濃厚接触者となった ※児童は接触者となる	次のどちらかの期間 ①最終接触日の翌日から５日が経過し、かつ、発熱等の 風邪症状がない日まで出席停止 ②濃厚接触者が検査（PCR 検査または抗原検査）を受けて陰性となった日まで出席停止
4	学級や校外の活動等に濃厚接触者がいた場合 ※児童は接触者となる	
5	児童本人に風邪症状がある場合（発熱・せき・だるさ等）	受診した場合・・・登校再開について医師に確認し、指示にしたがってください お休みした期間は出席停止となります
		受診しなかった場合 ・・・解熱剤など薬を使用せずに発熱等の風邪症状がなくなってから少なくとも72時間経過するまでの期間は出席停止
6	同居家族に風邪症状がある場合（発熱・せき・だるさ等）	次のどちらかの期間 ①同居家族に風邪症状がなくなった日まで出席停止 ②PCR検査または抗原検査で陰性が確認された日まで出席停止

（お願い）登校を再開する場合は、必ず健康観察を行ってください。